

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改正案	現行
<p>(子金融機関等の範囲) 第三条の三 (略)</p> <p>2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十三条第五項に規定する特例業務届出者</p> <p>四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。))及び前三号に掲げる者を除く。)</p>	<p>(子金融機関等の範囲) 第三条の三 (略)</p> <p>2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。))及び前二号に掲げる者を除く。)</p>